

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第12号

舌田体育館前車道において発生した交通事故に係る相手方との和解及び
損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の
規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月30日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 平成29年7月2日午後2時57分ごろ、国道378号舌田体育館前車道
付近において、同体育館から市街地方面に向け右折していた市所有の車両と、
市街地方面から舌田方面に直進中であつた相手方車両が接触し、双方の車両
に損害が生じた。

このため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定
に基づき、相手方車両の修理損害額の8割を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。
(3) 損害賠償の額 104,986円

